



「マンション管理の適正化の推進に関する法律」の周知等に関する

請願書

[請願の理由]

現在芦屋市では約6割の住民が共同住宅(=マンション)で生活をしている。殆どのマンション管理組合は、管理会社に日常の管理や修繕計画を業務委託しているが、中には大手管理会社といえども良い管理をしていないケースも見られる。区分所有者である住民が、当事者としてマンション管理に関わる必要があるが、住民の意識が追い付かず、中には他人事のように捉えている事が大きな要因の一つである。

しかし今後、建物の老朽化に伴い、区分所有者の責任や費用面の負担は大きくなっていく。又一方では、住民の超高齢化等により管理費や修繕積立費の値上げも難しくなる等、建物の建て替えに対する区分所有の意味、理解の関心度を自ら高める必要性を住民への意識付けや、自治会連合会などを通じ管理組合同士のより情報交換の場が必要となっている。

平成13年に施行された「マンション管理の適正化の推進に関する法律」では、管理組合が適正に運営され、マンション管理業者の資質が担保される事により適正なマンション管理を推進することなどが掲げられている。

[請願項目]

1. 「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」における区分所有者の責任の内容について、市民がさらに関心を持つように広報を行い、住宅課など市関連行政窓口が周知徹底を実施すること。
2. 管理組合同士の情報交換の場としてさらに「横のつながり」が生まれるように市として対策を講じること。

令和元年 11月28日

芦屋市議会議長 中島健一様

請願者 住所 芦屋市浜風町 [redacted] 氏名 市栄成俊 [redacted]

紹介議員

田原俊彦 [redacted] 川島あゆみ [redacted] 大原裕貴 [redacted] 松本義雄 [redacted]

[redacted] [redacted]